

譲渡等の制限等及び型式検定の対象となる機械等の追加

背景・現状

粉じん作業等において、特に粉じん濃度が高くなるおそれがある作業について、日本工業規格にある「電動ファン付き呼吸用保護具」の使用を義務付けた。

- ・粉じん障害防止規則（H19年改正）：ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等での使用
- ・石綿障害予防規則（H21年改正）：吹き付けられた石綿等の除去の作業での使用

規格見直しの経緯

平成19年6月
日本工業規格
（JIS T8157）の見直しを開始

平成21年3月
日本工業規格改正
（JIS T8157：2009）

平成21年3月
労働安全衛生法に基づく構造規格について、（独）安衛研において、専門家による検討を開始

平成22年3月
構造規格の検討結果とりまとめ（電動ファン付き呼吸用保護具に関する調査研究報告書）

今後の対策

電動ファン付き呼吸用保護具を

①譲渡等の制限、②型式検定の対象とする。

（譲渡等の制限について）

法第42条において、危険又は有害な作業を必要とするものや安全に使用するため構造要件に厳しい制限を要するものについて、その種類に応じて、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡、貸与等をしてはならないこととされている。

（型式検定について）

法第44条の2において、法第42条の機械等のうち、法別表第4に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録型式検定機関）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならないこととされている。

電動ファン付き呼吸用保護具とは
（Powered Air Purifying Respirator（PAPR））

電動ファン、ろ過材、面体等からなり、環境空気中の有害物質を除去した空気を面体内等へ供給するろ過式呼吸用保護具。

PAPRの例：

・PAPRは、面体内が陽圧になることが特徴。（防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するので、面体内は陰圧になる。）

